

奈良県選挙管理委員会告示第二十九号

少額領収書等の写しの開示及び交付に関する規程（平成二十二年三月奈良県選挙管理委員会告示第百四号）の一部を次のように改正する。

平成三十年九月十四日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中 川 清 孝

第五条第四号中「第十四条の二の五第二号及び第三号により延長を求める場合において、事務の状況その他の事情」を「第十九条第一項第二号に掲げる事由に該当するときは、提出期間を延長しなければならない正当な事由」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 延長を求める期間

第五条に次の一号を加える。

六 規則第十九条第二項の特別な事情があるときは、当該特別な事情

第九条中「第十九条の十六第十一項」を「第十九条の十六第十三項」に改める。

第四号様式を次のように改める。

第4号様式(第5条関係)

年 月 日

奈良県選挙管理委員会 殿

(名 称)
(会計責任者) (印)

少額領収書等の写しの提出の期間の延長について

このことについて、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第7項の規定により提出の期間の延長を求めます。

記

- 1 政治資金規正法第19条の16第5項の規定による命令があった日
年 月 日
- 2 延長を求める期間 日
- 3 1の日から20日以内に、公職の候補者に係る選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの期間がかかるときは、公職の候補者の氏名、選挙の種類、当該選挙の期日の公示又は告示の日及び当該選挙の期日
公職の候補者の氏名
選挙の種類 選挙
公示又は告示の日 年 月 日
選挙の期日 年 月 日
- 4 政治資金規正法施行規則第19条第1項第2号に掲げる事由に該当するときは、提出期間を延長しなければならない正当な事由
- 5 政治資金規正法施行規則第19条第2項の特別な事情があるときは、当該特別な事情

附 則

この規程は、公布の日から施行する。